

坂戸、鶴ヶ島下水道組合障害者活躍推進計画

機関名	坂戸、鶴ヶ島下水道組合
任命権者	坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを目指して更なる体制整備や各種の取組みが必要である。
目標	
採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進し、能力本位の選考を行う。
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者を採用した場合は、障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。
障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の能力や希望を踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて継続的に必要な措置を講じる。障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。